

令和4年2月25日

## 第158回 遠野市農業委員会総会議事録

第158回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年2月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号  
会議年月日 令和4年2月25日  
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、9番 菊池靖、  
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、13番 佐々木泰文、  
14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 8番 菊池久康

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池今英  
農地係長 多田由香子

本日の案件 第158回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ  
る届出について  
議案第63号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に  
対する可否決定について  
議案第64号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第65号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定  
について  
議案第67号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第68号 農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経  
営を行っている等の証明願について  
議案第69号 令和4年度遠野市農業労賃標準額の設定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様です。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を2番、菅田ツヤ子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第158回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、8番、菊池久康委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b>  会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。事業報告書をご覧いただきたいと思います。  2月22日から3月11日まで、令和4年3月遠野市議会定例会開催。22日の開催に出席してございます。なお、一般質問が2月28日、3月1日、3月2日で、13人の質問者でございます。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>事業経過報告書に基づいて報告いたします。  1月28日、令和3年度第1回地域農業マスタープラン地区検討会。松崎地区で開催しております。1月31日、同じく、綾織地区と鱒沢地区で開催しています。2月1日、宮守地区、達曽部地区で開催しています。  2月2日、農地あっせん委員会を開催しています。  2月10日、農地法等申請締切日でした。  2月15日、農地転用等現地確認調査を実施しております。  2月17日、令和4年度遠野市農業労賃標準額設定に係る個別協議を行っております。18日も行っております。  2月18日、市町村農業委員会会長・事務局長合同会議・研修会がオンラインで開催されました。  2月22日、令和3年度第11回運営委員会を開催しております。  本日、2月25日、第158回遠野市農業委員会総会。終了後、令和3年度第6回遠野市農業委員会だより編集委員会議を開催予定です。  2月26日以降の主な行事予定です。  3月2日、令和3年度第7回遠野市農業委員会だより編集委員会議。  3月10日、農地法等申請締切日。同日、令和3年度第4回地域農業マスタープラン実践塾。青笹地区推進班が出席します。  3月11日、令和3年度経営戦略セミナー。WEB参加となっております。同日、令和3年度第17回女性の農業委員会活動推進シンポジウム。YouTubeライブ配信となります。  3月15日、農地転用等現地確認調査を実施します。予備日は16日です。  3月17日、農業委員会だよりNo.33発行となります。  3月23日、令和3年度第12回運営委員会。  3月25日、第159回遠野市農業委員会総会。同日、第6回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催予定です。  なお、未定ですが、令和3年度第3回農政専門委員会を開催する予定です。  以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p><b>【報告事項】</b>  報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>

事務局 長	<p>1 ページ、2 ページになります。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分<sup>1</sup>の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は10件です。内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。すべて子が相続をしております。</p> <p>今後については、番号1番、自己耕作。  番号2番、一部自己耕作、残りは貸付。  番号3番、一部貸付、残りは自己管理。  番号4番、一部貸付、残りは山林化しているため来年度パトロールで非農地判断が必要と思われま<sup>2</sup>す。  番号5番、貸付。  番号6番、自己耕作。  番号7番、一部貸付、残りは自己耕作。  番号8番、一部貸付、残りは自己耕作。  番号9番、一部貸付、残りは原野化しているため来年度パトロールで非農地判断が必要と思われま<sup>2</sup>す。  番号10番、自己耕作。  以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせま<sup>3</sup>す。</p>
事務局 長	<p>3 ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、土地を交換するため解約するものです。なお、議案第64号で所有権移転許可の申請が提出されておりますので、改めてご審議いただきます。</p> <p>番号2番、借人の経営縮小に伴い解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせま<sup>3</sup>す。</p>
事務局 長	<p>4 ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、2番、耕作の利便を良くするため盛土するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p>

議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に3番、多田靖志委員、4番、藤田優一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係 長	<p>第158回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計8件、79,552.75平方メートル。 利用集積、今月計53件、357,151.31平方メートル。 法第4条、申請なしです。 法第5条、今月計6件、2,262.12平方メートル。 適用外、今月計1件、73平方メートル。 法第18条第6項、今月計2件、6,533平方メートル。 以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第63号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係 長	<p>7ページ、8ページになります。議案第63号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、これまで両者は基盤法で賃貸借しておりましたが、期間満了により、農地法3条で貸し借りするものであります。 番号2番と3番、合わせて説明をいたします。番号2番と3番については、19ページ議案第66号の番号4番で営農型太陽光発電設備設置に係る一時転用申請が出ておりますが、これに関連した案件であります。太陽光パネルの下の農地で営農を行うため農地を賃貸借するものであります。番号3番は、空中に設置した営農型太陽光発電設備を所有するために区分地上権を設定するものでございます。番号2番の賃貸借期間及び番号3番の地上権設定期間については、19ページ議案第66号4番の農地の一時転用期間とあわせて同じ<b>3年</b>となっております。この営農型太陽光発電事業は平成31年3月26日に岩手県知事の許可を得て3年間事業を行ってきましたが、本年3月25日で期間満了となることに伴い、再度、3年間の<b>一時転用申請</b>がなされたものであります。 この営農型太陽光発電事業の概要についてご説明いたします。営農型太陽光発電と申しますのは、農地に支柱を<b>建</b>てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を<b>両</b>立する仕組みを言います。 この案件では、議案第66号番号4番の借受人が農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し太陽光発電事業を行い、7ページ議案第63号番号2番の借受人が太陽光発電設備の下で畑わさびを耕作するというものであります。また、番号3番の区分地上権の設定に関しましては、借人が貸人の農地の上部空間の範囲を定めて、借</p>

	<p>地において太陽光発電設備を所有するために区分地上権を設定するものであります。番号2番の賃貸借期間、番号3番の地上権設定期間は農地転用の一時転用期間と合わせて3年となっております。一時転用期間満了後の期間延長にあたりましては、平成31年の設置から3年にわたり●●地区の現地確認や農地パトロールの機会を捉えて営農状況を確認してまいりましたが、太陽光発電設備の下部の農地において令和元年から3年まで計画的に畑わさびの植え付けが行われており、令和3年に初収穫を行いました。農地の管理状況は概ね良好であり適切な営農が行われていること、周辺農地への悪影響を及ぼすような事象は発生していないことを確認しております。また、畑わさびの収量についてですが、令和3年に初めて収穫した収量については、岩手県の平均的単収が10アールあたり978.5キログラムに対しまして、この借人の収穫量については10アールあたり751.4キログラムという結果であり、岩手県の平均的単収の76パーセントでございました。営農型太陽光発電に係る許可要件については、地域の平均単収の8割の収量を確保することとなっております。この8割にはわずかに達しなかったものの、今後の営農において遮光対策と土壌改良を継続して行き生産量を上げていく計画であるということを確認しております。以上のことから一時転用の期間延長の許可要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>以上3件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の佐野でございます。2月15日、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名、計6名で現地確認を行いました。</p> <p>番号1番ですが、今までも貸し借りが成り立っていて、適切に耕作されているというのを確認してまいりました。特に問題ないと判断いたしました。</p> <p>番号2番3番につきまして、先ほど事務局から説明があったとおりですが、太陽光パネルの下で、実際に、畑わさびを栽培して収穫までやってきたというのを農業委員も確認してございますので、延長することに問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
17番委員	<p>河内です。先ほどの説明の確認ですが、県の8割という数字がありましたけれども、今回の場合は76パーセント。これが仮に70パーセント、75パーセントの場合どうなったのでしょうか。このパーセンテージの意味合いがそこにあるかと思いますが、この減でも可能だという意味合いですが、気候によって違うという意味は分かりますが設定してある以上、それに関する説明をもう少し詳しく、可否についてそこは重要な点だと思っておりますので、説明をお願いします。</p>
農 地 係 長	<p>お答えいたします。収量につきまして、岩手県の単収につきましては、特用林産物生産統計調査の平成29年度の数値を参考にしたものであります。この数値が、岩手県の平均単収が10アールあたり978.5キログラムということになります。それで76パーセントの成果につきまして、許可要件については8割を満たしていることという要件に対して達していないのではないかというお話であります。今回、借人が作付けしている作物は畑わさびで植え付けから収穫まで約1年5カ月要するために、令和元年の春に作付けしたものを初めて収穫したのが令和3年でした。ですので、3年間の転用期間の内、収穫できたのがわずか1年分であるということで、3年間継続した単収の比較ということで考えたときには1年分しかまだ数値がないという部分と、許可要件で示しているのは、品質の部分についても、品質が悪い状態のものであるとか、収量が極端に少ないという場合は十分審査しますという部分の要件ではありますが、品質につきましては■■■の■■■■■、■■■の■■■■■等に出荷しております、良質な</p>

	<p>品質であるということを書類から判断いたしましたところであります。8割に達しなかった部分については許可権者の岩手県にも照会したところ、必ず8割を達しなければいけないというのではなく、今後の収量も鑑みながら3年間その部分を考慮して判断を下すものでありますし、営農状況については営農計画に沿って良好で適切な営農状況がなされているのであれば考慮いたしますという県からの回答で、今回、総会に上程したところであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
17番委員	<p>基本的にはよろしいかと思えます。農作物である以上はそういうことだとは思いますが、始めて3年だということで。それから、8割ということですが、もしかしたら県の方でも5割でも内容によるというふうに理解できますので、極端に言うと。</p>
議長	<p>その他、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第64号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>9ページです。議案第64号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は相続により農地を取得しましたが耕作できないため、所有農地のすべてを売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は高齢で耕作できなくなったため、所有農地のすべてを売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号4番と5番、所有農地の交換です。</p> <p>以上5件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の昆野裕子です。2月15日午後、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名で現地を確認いたしました。場所は●●●●●地域です。これまでも草地としてきちんと耕作しておられ、管理されております。何ら問題ないと確認いたしました。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区、山本です。2月15日、事務局3名、農業委員1名、推進委員2名の計6名</p>

	<p>で現地を確認しました。場所は■■■■■の向い辺りです。ほ場の数は10筆で多かったのですが、雪でちょっと見るのが不可能なところもありましたけれども、大部分は確認できました。普段から譲受人が草刈りをしたりして手入れをしていたこともありますし、何ら問題ないと確認いたしました。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当の佐々木と申します。2月15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名によりまして現地を確認いたしました。この農地は現在も水田として耕作されておりまして、隣接しております。両名とも同じくらいの面積を保有しておりまして、農作業の利便性から交換したいということでありまして、何ら問題ないと判断いたしました。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議長	<p>【日程第4】  日程第4、議案第65号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>10ページから18ページです。議案第65号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は53件で、利用権設定の新規が22件、更新が30件、あっせん事業による所有権移転が1件となっています。</p> <p>番号1番から4番まで、更新です。  番号5番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。  番号6番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。  番号7番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。  番号8番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号9番から11番まで、更新です。  番号12番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。  番号13番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号14番、新規で、契約期間4年の使用貸借権設定です。  番号15番、16番、更新です。  番号17番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号18番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号19番、20番、更新です。  番号21番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号22番、23番、更新です。  番号24番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。  番号25番、26番、更新です。  番号27番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。  番号28番から32番まで、更新です。  番号33番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p>



		<p>番号34番、更新です。  番号35番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。  番号36番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号37番、更新です。  番号38番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号39番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号40番、41番、更新です。  番号42番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号43番、更新です。  番号44番、あっせん事業による所有権移転です。売買価格及び所有権移転時期は、議案書に記載のとおりです。  番号45番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。  番号46番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。  番号47番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。  番号48番、新規で、契約期間4年9カ月の賃貸借権設定です。  番号49番から53番まで、更新です。  申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。  以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。  これより質疑に入ります。番号46番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。  番号46番を除く52件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。  暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。  お諮りいたします。議案第65号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり「可」と決しました。  暫時休憩いたします。</p>

議	長	(休憩) 会議を再開いたします。
議	長	【日程第5】 日程第5、議案第66号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長		<p>19ページ、20ページです。議案第66号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、一級河川の河道掘削工事に係る仮設事務所及び資材置場等のための一時転用で、追認案件となります。転用期間は5カ月です。今年1月に当農業委員会から、遠野市建設業協会を通じて、市内の建設業者に対して農地転用の法令遵守について周知を<del>図</del>ったところ、転用許可を受けずに現場事務所等を設置していたとして当該業者から申請が出されたものであります。申請人は所有者から申請地を借り受ける際、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったため、転用許可を受けずに使用に<del>至</del>ったものであります。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、悪意はなく、農地法を認識し事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。申請地は農用地区域内農地であります。3年以内の一時転用であることから許可できるものと判断しました。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを申請書で確認しております。</p> <p>番号2番、車両置場整備を目的とする転用です。申請人は市内で土木建設業を営む法人で、事業拡大に伴い、車両及び重機置場が不足しているため、新たに車両置場を設置するものであります。申請地は本社に近く、車両管理上の利便が良く、地権者の同意が得られたことから適地として選定したものです。申請地は休耕中の田で第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地であります。他に替え得る土地がないことから代替性が適用され、許可できるものと判断しました。事業費は自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号3番、番号1番と同一事業者であります。一級河川の河道掘削工事に係る通路のための一時転用で、追認案件であります。転用期間は2カ月です。先ほど申し上げました通り、申請人は農地法の手続きが必要なことを認識していなかったため使用に<del>至</del>ってしまったものであります。申請地は第1種農地であります。3年以内の一時転用であることから許可できるものと判断いたしました。また、土地改良事業の受益地であります。土地改良区からの同意書を付けております。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを申請書で確認しております。</p> <p>番号4番、先ほど議案第63号2番、3番で説明いたしましたとおり、営農型太陽光発電事業を引き続き行うため3年間の一時転用申請が出されたものであります。申請地は農振農用地区域内農地となっております。第1種農地への太陽光発電設備の農地転用が営農型であれば転用許可が下りるというもので、営農型太陽光発電事業として申請が出されております。一時転用の再申請にあたりましては先ほど申し上げましたとおり、適切な営農が行われていること、周辺農地への悪影響を及ぼすような事象は発生していないこと、平均単収の8割を概ね達成しているという部分で、許可できるものと判断いたしました。</p> <p>番号5番、1番と3番と同一事業であり、河川の河道掘削工事に係る仮設事務所及び資材置場のための一時転用で、追認案件であります。転用期間は2カ月です。これにつきましても、申請地は第1種農地であります。3年以内の一時転用であることから許可できるものと判断しました。また、土地改良事業の受益地であります。土地改良区からの同意を得ています。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを申請書で確認しております。</p> <p>番号6番、自己住宅の建築を目的とする転用であります。申請人は現在、両親と同</p>

	<p>居しておりますが、家族が増え手狭となったことから、自己住宅を新築しようとするものです。申請地は実家の隣接地であり農業及び生活するうえでの利便が良く、父の所有地であることから、適地として選定したものであります。申請地は第1種農地ですが、既存集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当し許可できるものと判断しました。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の事前審査回答書を確認しております。</p> <p>以上6件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の昆野裕子です。2月15日午後、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名、計7名で現地を確認いたしました。場所は■■■、■■■■の近くで、河川工事のために資材置場としての一時転用で、何ら問題ないことを確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の佐々木でございます。</p> <p>2番につきましては、農地の売買であります。譲受人の自宅に隣接した土地であり遊休農地ということで、何ら問題ないと判断いたしました。</p> <p>3番につきましても、工事期間が短いということを勘案いたしまして、問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員、佐野でございます。先ほど説明ありましたとおり、この方々は適切に耕作されているということを確認しておりますので、太陽光発電を継続することに特に問題はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の小向です。2月15日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地確認をしてまいりました。場所は●●地区で、農地に■■川の河川改修工事のため現場事務所、資材置場等を設置するためのもので、何ら問題ないと判断しました。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>はい。2月15日、事務局3名と農業委員1名、推進委員2名、計6名で現地を確認しております。息子さんの自宅にしたいということで、親から子への貸し借りということになります。雪はあったのですが、ほぼ、現地を確認できる状態でありました。特に問題ないと存じます。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第66号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>

		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第67号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明いただきます。</p>
農地係	長	<p>議案第67号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡母が昭和54年に作業小屋を建築し、現在にいたってしまったものです。建築の際に、畑の一部に作業小屋がまたがって建築されていたものであります。今回、申請人が空き家及び農地を売買するにあたり、農地であることが判明したものであります。当時、農地法の手続きを亡母が認識していなかったと思われるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		2月15日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地確認をしました。20年以上前に地主の人が農地法を知らないで倉庫を建てており、適用外と確認しました。
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第67号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第68号、「農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を上程いたします。事務局に説明いただきます。</p>
農地係	長	<p>議案第68号、農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願について。下記の者から証明願が提出されましたので、証明の可否決定を求めるものです。親から子へ、農地を生前一括贈与した際に贈与税及び不動産取得税が課税されますが、その際に納税を猶予された方々が受贈者の欄に書かれている方々であります。右側に国税と県税と書かれていますが、国税が贈与税、県税が不動産取得税となっております。丸がついているものについて納税猶予の適用を受けているということでもあります。納税猶予を受けている方々については、3年に1度納税猶予を引き続き継続するための届出が必要となっております。その届出に対して平成31年1月1日から令和3年12月31日までの3年間にわたって引き続き農業をしていることを証明するものがこの議案となります。これにつきまして、引き続き3年間営農が行われているかどうか各地区で確認して、問題がないかどうかをご審議していただきたいものであります。説明は以上です。</p>

議 長	説明が終了しましたので、ただいま事務局から説明のあった案件について、各町単位で、引き続き農業経営を行っている等の確認を行うため暫時休憩いたします。  (休憩)
議 長	会議を再開いたします。 各町単位で発表をお願いします。綾織町、お願いします。
7 番 委 員	間違いなく農業経営行っております。
議 長	松崎町、お願いします。
9 番 委 員	問題ないと思います。
議 長	土淵町、お願いします。
6 番 委 員	農業経営されております。
議 長	青笹町、お願いします。
1 4 番 委 員	間違いなく農業営んでおられます。問題ございません。
議 長	上郷町、お願いします。
1 1 番 委 員	農業行っております。
議 長	宮守町、お願いします。
1 5 番 委 員	間違いなく農業を経営しております。
(19番委員) 議 長	番号14番について、間違いなく農業経営しておられます。 鱒沢地区、お願いします。
3 番 委 員	はい、大丈夫です。
議 長	それでは、質疑等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第68号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり「可」と決しました。 10分間休憩します。  (休憩)
議 長	会議を再開します。  【日程第8】

議 長	日程第 8、議案第69号、「令和 4 年度遠野市農業労賃標準額の設定について」を上程いたします。事務局に説明いたさせます。
事務局次長	<p>23ページです。議案第69号、令和 4 年度遠野市農業労賃標準額の設定についてです。令和 4 年度遠野市農業労賃標準額を別紙のとおりとするものです。24ページの A 3 版の標準額表をご覧ください。</p> <p>本年度の協議の報告ですけれども、例年であれば、機械銀行との農業機械銀行作業標準料金に係る検討会及び関係機関、団体である遠野農林振興センター、遠野普及サブセンター、農協、機械銀行、共済組合、森林組合、土地改良区、遠野市認定農業者協議会、市農林課にお集まりいただいて、農業労賃標準額設定に係る検討会議を開催して協議するところでしたが、本年は新型コロナウイルスの影響により、機械銀行では書面議決による方法で機械の部の料金の確認をしていただいております。また、検討会議に替えて古屋敷農政専門委員会委員長と事務局が関係機関、団体を訪問して、個別協議を行って取りまとめをいたしました。</p> <p>内容になりますけれども、機械の部につきましては昨年度の単価の据え置きとなっております。備考欄で一部、昨年度の総会で疑問がありました田植えの備考欄の表現をより分かりやすくということで農協さんと相談いたしまして、除草剤・箱処理剤散布等の付帯作業550円増しと修正しております。人力の部につきましては岩手県の 1 時間当たりの最低賃金が令和 3 年10月 2 日から28円アップの821円に改正され、8 時間では224円の増になっておりますけれども、このことによりまして 1 日 8 時間の賃金は 6,568円となります。これを100円単位で表記して、6,600円を下回らない額を設定することになっておりますので、昨年まで6,400円と設定していた作業労金を6,600円に改める内容としております。そして、この基本的なところの200円アップを各項目に適用して人力の部の各部門での見直しを行っております。今回はさらにもう 1 カ所、草刈り作業について、市内の農業団体でのアンケートを事務局で行いましたけれども、そのアンケート結果の平均値によりまして100円アップの2,100円という内容で見直しております。</p> <p>それから、配布方法につきましては、昨年度と同様に 3 月に発行する農業委員会だよりに組み込んで全戸配布する予定としております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
10 番 委 員	草刈り作業ですけれども、今のシルバー人材センターの単価はいくらぐらいですか。
事 務 局 長	お答えします。確認しませんでしたので金額は分かりかねます。調べてお知らせいたします。
議 長	その他、質疑ございませんか。
4 番 委 員	機械の方ですが、令和 3 年度と同じということですが、これで了解したということではよろしいですか。
事 務 局 長	機械銀行さんでは、検討した結果、令和 3 年度の金額ということでお示したというところがございます。
議 長	付け加えますけれども、今回、米価の下落に伴いまして金額アップは難しいのではないかという話も出たそうです。よろしいですか。
4 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。

議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第69号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議	長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>それでは、事務局から。</p>
事務局次長		<p>事務局から何点か、お配りしている資料についてご説明させていただきます。</p> <p>1点目が家族経営協定の推進についてということで、今年度のスケジュールをお決めして、各地区1件新規でということでお取り組みいただいております。2月の総会でその結果をお示ししましょうという流れになっておりましたので、資料でご説明させていただきます。今回の取り組みで、令和3年4月から令和4年2月15日まで新規が8世帯、更新が0ということで、目標の11に対して8達成したということになっております。締結状況を地区別に、その下にお示しているとおりであります。それから、個別に(3)に記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。あと3地区ということになりますけれども、現在の進捗状況を記載しておりました。引き続き、この3地区につきましましてはお取り組みをお願いしたいと思っております。家族経営協定につきましては以上になります。</p> <p>次に上乘せ報酬、成果・活動実績加算について、ご説明させていただきます。報告という形になりますけれども、A4の1枚物の資料をご覧いただきたいと思っております。令和3年度の上乗せ報酬ですが、昨年度と同様に成果実績分については均等割り、活動実績分については各自の活動報告書による実績に応じた金額をそのまま合計して回答するという形を取らせていただきます。農地利用最適化交付金の関係になりますけれども、成果実績で、この資料の赤で書いている部分ですけれども、変更になっている部分があります。成果実績は農地集積と遊休農地の活動で出てくるのですけれども、新規参入加点というのが新しく設けられまして、今まで担い手でなかった方が農業委員会の活動によって担い手になって農地集積をすることになった場合に加算するという内容になっております。今回はその件数がありまして、資料の緑の帯の部分に新規参入2点とあります。それから遊休農地の関係で、利用意向調査を遊休農地のすべての面積に対して行っていればプラス1点になります。この2点+1点が今年からプラスになっている部分です。この3点が金額的にどうなるかということに記載しておりますけれども、全体的には2,520,000円、一人当たりで56,000円となっております。額は昨年より増えています。その上に表を書いておりますので説明します。左側が基本報酬で、ここに上乘せ報酬として成果実績分を均等配分で、これは確定した金額です。基本報酬にまず一般財源、これは新体制になる前の金額です。そこに交付金、合計8,400,000になるのですけれども、その内2,912,200が加算されて残りの5,487,800が上乘せ報酬の財源になりますので、それを人数で割ったものが上乘せになります。活動実績分は活動報告書によって計算されたもので、ここに書かれているものは3月までの見込みのものです。2月28日までにご提出してくださいということで、そこで取りまとめを行って、ということになります。今のところ191,501となりまして、参考値としてご覧ください。上乘せ報酬につきましましては市長決済ということで、この後議会等ありまして、4月には決まるという流れになっております。上乘せ報酬については以上です。</p>

	<p>あとは、岩手県農業会議の方から打ち合わせとか通知関係が2点ありまして、新型コロナウイルス対策の知事メッセージと、今回、アドバイスも知事メッセージの中に記載されてありますので、ご覧になっていただければと思います。もう1点が地域で支え合うむらづくり、「農村RMO」という言葉が最近聞かれるようになりましたが、この推進振興チームご案内ということでZOOMによって無料で、ただし先着500名ということで案内がありましたので、こちらの希望の方はお申込みいただければと思います。</p> <p>令和4年度の農業委員会の総会等の予定表をお配りしております。今回、今までと変わってきている部分が、農地法等申請締切日が遠野市農業委員会においては毎月10日でしたが、役所が休みになっている場合は次の日が締め切りになるように日程をとってまいりましたが、今年度の予定を組む際に、農地転用の審査のために岩手県農業会議で常設審議委員会があるのですけれども、その日程によって予定表とずれることもあるということで委員さん方に意見をいただいたりしまして、考慮いたしまして、委員さんに現地確認の通知を出す際に郵便局が土日配達しないという事情もありまして、そういった部分も考慮して、今回、作りまして、締切日は10日にこだわらず7、8、9の辺りで前倒しになったというのが変更点です。3月に発行する農業委員会だよりも締切日についても表示して周知したいと考えております。関係する事務所さんとかにもお知らせを考えております。一部、総会の中で2月総会会場がまだ決まっていませんが、現時点でこのような形で開催していきたいと思っております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>資料2と書いた、A4の、「令和3年度市町村農業委員会会長・事務局長合同会議・研修会」の資料になります。こちらについて説明いたします。</p> <p>こちらは国の方からの、それぞれ最適化活動の目標設定を令和4年度からしなさいという内容になります。というのは、活動が見えないというような意見が出されているということで、活動を、目標設定をして公表し、目標に向かって活動していただくという設定をしなさいという流れになっています。それぞれ成果目標を、先ほど次長が話した上乘せ報酬成果実績が活動に対してありますが、4年度以降は目標に向かって活動してそれが達成したら、と変更になっていくことになっています。それぞれ各農業委員さん、推進委員さんが目標設定を定めなければいけないというのが今出されているところであります。この部分に関しましては目標設定の数値等、詳細がどのようになるかはまだはっきり分かりませんので、事務局でも少し勉強して目標設定して行きたいと思っておりますので、ご協力お願いします。ちょっとタイトなスケジュールのようで、目標を3月中に設定して、県の農業会議にあげて、農業会議の方でOKが出れば4月中に岩手県にあげて、5月に県の方で公表するという流れになっていますので、確認しましたら速やかに進めてまいりますので、ご迷惑をおかけするかもしれませんがご協力お願いします。</p> <p>以上となります。</p>
<p>議長</p>	<p>その他に関してですが、質問等ございましたら。</p>
<p>委員</p>	<p>その目標設定っていうのは各地区での目標ですか、個人ですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>個人で設定していただいて、それを市全体の目標として、という形になります。</p>
<p>議長</p>	<p>11ページをご覧いただければと思います。右側の一番下、1カ月あたり概ね10日程度の活動が必要ではないかという記述があります。これは厳しいなという話でしたが、目標ですので、あくまでも。それでいいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、質問等ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>議会で、農業委員会に対しての質問はありますか。</p>



議 長	<p>農業委員会に対してはございませんけれども、関連した質問は1件あります。牧草の管理、田んぼに牧草をやって35,000円もらっていたのですけれども、これからは5年に1回田んぼに水張りをしなければならぬ。それから、毎年種をまいて3回以上刈り取りをしなければ35,000円もらえない、それが10,000円になる。遠野市農業委員会では市長なりトップの方に意見書を提出しているのか、いないのか。という質問が来ています。それで、運営委員会でも話をしたのですけれども、実際のところは。</p>
事 務 局 長	<p>今、会長がお話しした内容の質問が1件来ておりました。主担当は農林課ということで、水田関係なので、農林課の方に提出されました。農業委員会法の、何条か忘れましたが、意見書の提出をしなければならないという文言がありまして、それが出されたのかという質問でした。農業委員会としては意見書提出しませんが、遠野市農業再生協議会の方で、農業委員会も構成団体として入っておりまして、意見を取りまとめて要望書を提出するというのが1点。また、県の農業会議の方で、役員さん方が県選出国會議員等に要望活動に行った際に見直しの要望をしていくことになりまますので、特に市の農業委員会の方で提出はしませんけれども、そういった農業団体等が要望を出していく形になるということです。以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>【閉会】 それでは、以上をもちまして、第158回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦労様でした。</p>
	<p>午後3時40分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>

